

8月の相談日です。

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。

そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。

秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてもいいかもしれません。



*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 8月1日(金)・15日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 8月8日(金)・22日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
相談ダイヤル ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月・水・金曜日
時間 8:15～17:00
会場 さざんか
家庭児童相談室 ☎030083

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 8月15日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 8月1日(金)・15日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
高齢者福祉課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 8月17日(金)
時間 13:30～16:00
会場 棟原庁舎2階相談室
地域包括支援センターオリーブ ☎038822



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

物件

登録された物件情報は市ホームページなどで閲覧できます
移住定住促進「空き家・空き地バンク」
問い合わせ 都市計画課 加藤 ☎(53) 2633

市では、市内への移住や定住を促進するため、平成28年1月から「空き家・空き地バンク」を開設しています。
移住定住促進「空き家・空き地バンク」は、適切に管理された空き家・空き地の物件情報を市が提供する仕組みです。

登録・利用状況
(平成28年1月から平成30年6月末まで)

内容	空き家	空き地
①延べ登録件数	29件	18件
②契約件数(①の内)	14件	1件

物件登録は都市計画課で

物件登録は、随時行っています。市内に一戸建ての住宅や宅地として利用できる土地を所有している、賃貸または売却を希望される人は「空き家・空き地バンク」への登録をお願いします。
登録の申し込みについては、都市計画課まで相談してください。
物件情報は、情報交流課(棟原庁舎5階)や都市計画課(相良庁舎5階)で閲覧できます

▼市は情報提供のみを行い、物件の仲介などについては、市と協定を締結した協会の会員である宅建業者に依頼します。また、市は物件の管理も行いません。
▼登録の対象となる空き家は、良好な管理状態で、現状で居住可能な物件に限ります。
▼登録の対象となる空き地は、宅地または雑種地に限ります。
▼事業用物件(店舗や工場、倉庫、用地など)は対象外です。
▼空き家・空き地バンクへの登録は無料ですが、契約が成立した場合、仲介業者に対し法律で定められた仲介手数料の支払いが必要となります。
*詳細は市ホームページで確認してください。
*この制度を利用して市外から移住する人を対象とする「牧之原市空き家活用リフォーム等補助金」制度もあります。
詳細については、情報交流課(☎(23) 0040)に問い合わせください。

住宅

市営住宅の空き部屋について
入居希望者を募集します
問い合わせ 建設管理課 八木 ☎(53) 2627

市営住宅は、収入が公営住宅法による基準以内で、持ち家がなく、住宅に困っている人を対象に市が貸している住宅です。申し込みは随時受け付けていますが、申込資格の確認や書類の提出などが必要となります。

募集期間

随時(先着順)。
空きがなくなり次第、順番待ちとなります。

申込方法

建設管理課にある申込書に必要書類を添えて直接申し込みます。

市営住宅の申込資格

- ①住宅に困っている
- ②市内に在住または在勤である
- ③同居する家族がいる
- ④入居を希望する世帯員全員の収入合計が基準以内である
- ⑤市税に滞納がない
- ⑥連帯保証人がいる
- ⑦健康保険に加入している
- ⑧団地や自治会の行事に参加できる
- ⑨暴力団員でない
- ⑩日本語が分かる(外国籍の人)

市営住宅一覧

(平成30年7月1日時点)

団地名	所在地	建築年	間取り	家賃(世帯収入により決定)	空き戸数
黒子団地	黒子62番地	昭和47年	2DK (3畳和・6畳和)	8,100円～1万3,900円	1戸 (全10戸)
菅ヶ谷団地	菅ヶ谷218番地1	昭和63年～平成元年	3DK (6畳和・6畳和・6畳洋)	2万円～3万9,900円	18戸 (全52戸)
ハイツ地頭方団地	地頭方473番地	平成7年～平成9年	3LDK (6畳和・6畳洋・6畳洋)	2万2,200円～4万4,700円	28戸 (全54戸)
静波団地	静波75番地1	昭和53年	3DK (6畳和・6畳和・4.5畳和)	1万3,900円～2万7,400円	5戸 (全24戸)
三栗団地	静谷762番地1	昭和61年	3DK (6畳和・6畳和・6畳和)	1万5,400円～3万3,000円	3戸 (全12戸)
湊団地	勝保2061番地1	平成2年	3DK (6畳和・6畳和・6畳洋)	1万8,100円～3万6,800円	7戸 (全24戸)
牧之原団地	布引原270番地	平成8年	2LDK (6畳和・6畳和)	2万3,600円～4万8,100円	11戸 (全28戸)